

平成 27 年 3 月 27 日

建築士・事務所登録閲覧システムをご利用の
指定確認検査機関 様
建築士会 様

構造計算適合性判定における
建築士・事務所登録閲覧システムのご利用について（回答依頼）

一般財団法人建築行政情報センター

平素より、当財団の事業にご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成 27 年 6 月 1 日施行予定の確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号）改正に基づき、構造計算適合性判定においても建築士資格の確認が必要となります。この場合、確認検査と同様に共用データベースの建築士・事務所登録閲覧システムによって対応することが可能です。

貴機関におかれましては、既に建築士・事務所登録閲覧システムをご利用いただいておりますが、構造計算適合性判定部門でご利用になる場合は、別途利用料の加算が必要となります。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、平成 27 年度以降の構造計算適合性判定部門でのご利用予定有無について、下記によりご回答ください。ご利用予定有り（又は検討中）の場合、当財団より利用手続等についてご連絡差し上げます。また、この文書は、今後新たに構造計算適合性判定業務を始める場合を考慮し、現在、構造計算適合性判定業務を行っていない機関の皆様にもお送りしております。

記

1. 回答方法

別紙「回答様式」に必要事項をご記入のうえ、電子メール又は F A X にてご返信ください。

2. 回答期限

平成 27 年 4 月末日

参考資料

確認審査等に関する指針（H19 国交告 835 号）（抄）

お問い合わせ

一般財団法人建築行政情報センター 企画課

TEL03-5225-7706 mail dbinfo@icba.or.jp

（担当 目黒、荘野）

返信先電子メール : dbinfo@icba.or.jp

FAX : 03-5225-7731

一般財団法人建築行政情報センター 企画課

返信期限 : 平成 27 年 4 月末日

回答様式

団 体 名	
連 絡 先 メールアドレス	
連 絡 担 当 部 署	※省略可
連 絡 ご 担 当	
構 造 計 算 適 合 性 判 定 業 務 有 無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> なし ※現時点の業務有無をご回答ください
構 造 適 判 で の 建 築 士 ・ 事 務 所 登 録 閲 覧 シ ス テ ム ご 利 用 予 定	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> なし ※利用料加算額（税抜）は、利用年度の2年度前（平成25年度） の構造適判件数（計画変更、計画通知を除く）×150円となります。
備 考	

確認審査等に関する指針（H19 国交告第 835 号）（抄）

第 2 構造計算適合性判定に関する指針

構造計算適合性判定は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第 6 条の 3 第 1 項（法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による構造計算適合性判定の申請書の提出又は法第 18 条第 4 項（法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 （略）

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第 3 条第 1 項、第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 3 条の 3 第 1 項に規定する建築物又は同法第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあっては、施行規則別記第 18 号の 2 様式による申請書の第二面及び施行規則別記第 3 号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第 42 号の 12 の 2 様式による通知書の第二面に記載された設計者が同法第 3 条第 1 項、第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 3 条の 3 第 1 項に規定する建築士又は同法第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 建築士名簿（注：一級・二級又は木造建築士名簿）により確かめる方法

ロ 当該計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項及び第四項において「申請者等」という。）に対し、建築士免許証等の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法

三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第 20 条の 2 の規定の適用を受ける場合にあっては、施行規則別記第 18 号の 2 様式による申請書の第二面及び施行規則別記第 3 号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第 42 号の 12 の 2 様式による通知書の第二面に記載された構造設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第 10 条の 2 第 4 項に規定する構造設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 一級建築士名簿により確かめる方法

ロ 申請者等に対し建築士法第 10 条の 2 第一項に規定する構造設計一級建築士証（同法第十条の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。）の提示を求め、当該構造設計一級建築士証により確かめる方法